

第4回教育委員会定例会会議録

令和2年4月20日（月）

場 所：教育委員室

出席委員	教 育 長	是 松 昭 一
	教育長職務代理者	山 口 直 樹
	委 員	猪 熊 緑
	委 員	操 木 豊
	委 員	大 野 孝 儀
出席職員	教 育 次 長	橋 本 祐 幸
	生涯学習・文化・スポーツ推進担当部長	雨 宮 和 人
	教 育 総 務 課 長	高 橋 昇
	教 育 施 設 担 当 課 長	古 川 拓 朗
	教 育 指 導 支 援 課 長	市 川 晃 司
	指 導 担 当 課 長	荒 西 岳 広
	給 食 セ ン タ 一 所 長	土 方 勇
	公 民 館 長	石 田 進
	図 書 館 長	氏 原 恵 美
	指 導 主 事	武 内 陽 子
	指 導 主 事	小 島 章 宏

国立市教育委員会

付 議 案 件

区 分	件 名	
	教育長報告	
報 告 事 項	1) 新型コロナウイルス感染症対策に伴う学校教育活動、社会教育事業等の対応について	
議案第25号	令和2年度教育費（6月）補正予算案の提出について	
議案第26号	臨時代理事項の報告及び承認について （令和2年度国立市立中学校教科用図書採択について）	
議案第27号	臨時代理事項の報告及び承認について （令和2年度国立市特別支援学級教科用図書採択について）	
報 告 事 項	2) 公益財団法人くにたち文化・スポーツ振興財団の令和2年度事業計画及び収支予算について	
	3) 令和元年度学校評価報告書について	
	4) 令和元年度国立市立小・中学校 学校評議員会の報告について	
	5) 市教委名義使用について（4件）	
	6) 要望書について（1件）	
議案第28号	国立市文化芸術推進会議委員の委嘱について	秘 密 会
議案第29号	臨時代理事項の報告及び承認について （教職員の人事異動について）	秘 密 会
議案第30号	臨時代理事項の報告及び承認について （令和2年度主幹教諭・主任の任命について）	秘 密 会

○【**是松教育長**】 皆さん、こんにちは。新型コロナウイルス感染予防対策の一環として、また、会議等におきましてはできるだけ三密を防ぐということを言われておりますので、会場はこちらの広い会議室に移しております。十分な換気を行うとともに、会議等の時間もできる限り短時間として接触時間を減らすこととしております。本日の会議進行には、特段のご協力とご理解を賜りますよう、お願い申し上げます。

それでは、これから令和 2 年第 4 回教育委員会定例会を開催いたします。本日の会議録署名委員を山口委員にお願いいたします。よろしいでしょうか。

○【**山口委員**】 はい。

○【**是松教育長**】 ありがとうございます。それでは、議事に入ります前に 4 月 1 日付で大野孝儀さんが教育委員に任命されておりますので、一言ご挨拶をお願いいたします。大野委員、よろしく願いいたします。

○【**大野委員**】 4 月に拝命しました、大野といたします。よろしく申し上げます。一言だけ、白洲正子の言葉で、一字一句はそのとおりではないのですけれども、幸福という言葉があるならば、それは他人に何かを施す、そこにおいて幸福という言葉はあるのだということを白洲正子が語っているのですけれども、それを使わせていただいて、幸福という言葉があるならば、それは児童・生徒のために何かできることがあれば、そこを幸福という言葉で置き換えたいというような、今、気持ちでおりますので、よろしく願いいたします。

○【**是松教育長**】 ありがとうございます。続きまして、4 月の人事異動による説明員の交代があり、教育次長から発言を求められておりますので、よろしく申し上げます。橋本教育次長。

○【**橋本教育次長**】 それでは、4 月 1 日付の人事異動によりまして、出席説明員に異動がございましたので、新たな説明員をご紹介申し上げます。まず初めに生涯学習・文化・スポーツ推進担当部長、雨宮和人でございます。

○【**雨宮生涯学習・文化・スポーツ推進担当部長**】 雨宮です。どうぞ、よろしく願いいたします。

○【**橋本教育次長**】 続きまして、教育指導支援課長、市川晃司でございます。

○【**市川教育指導支援課長**】 市川です。よろしく申し上げます。

○【**橋本教育次長**】 続きまして、くにたち中央図書館長、氏原恵美でございます。

○【**氏原くにたち中央図書館長**】 氏原と申します。よろしく願いいたします。

○【**橋本教育次長**】 最後になりますが、私、教育次長の橋本祐幸でございます。

以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○【**是松教育長**】 それでは、議事に入りますが、本日の審議案件のうち、議案第 28 号「国立市文化芸術推進会議委員の委嘱について」、並びに議案第 29 号「臨時代理事項の報告及び承認について（教職員の人事異動について）」、及び議案第 30 号「臨時代理事項の報告及び承認について（令和 2 年度主幹教諭・主任の任命について）」は、それぞれ人事案件ですので秘密会としますが、よろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

○【**是松教育長**】 また、報告事項 2「公益財団法人くにたち文化・スポーツ振興財団の令和 2 年度事業計画及び収支予算について」、報告事項 3「令和元年度学校評価報告書について」、報告事項 4「令和元年度国立市立小・中学校 学校評議員会の報告について」、報告事項 5「市教委名義使用について」までの 4 件につきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止対策に伴う会議時間の縮小の観点から、文書による

報告とさせていただきますが、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)



○議題(1) 教育長報告

○【是松教育長】 それでは審議に入ります。

最初に教育長報告を申し上げます。

3月30日月曜日、第3回定例教育委員会以後の教育委員会の主な事業についてご報告申し上げます。

3月31日火曜日に、市職員並びに教職員の退職辞令等の交付・伝達を行いました。

翌日4月1日には、市職員、教育管理職員の人事発令・伝達を行っております。

1日戻りますが、3月31日火曜日に臨時校長会を開催いたしました。これは、新年度の学校教育活動再開に向けての方向性が示されたことによって、文部科学省並びに東京都の学校教育活動再開のためのガイドラインが公表されたことに伴いまして、当市におきましても学校を再開する方向で新年度学校教育活動再開に関わる対応についてを取り決めたものでございます。

ところが、翌4月1日になりまして、政府の新型コロナウイルス感染症対策専門家会議より感染拡大警戒地域、これは東京都や大阪府になりますが、においては、学校の一斉臨時休業も検討すべきであるとの提言が出されました。その後、東京都知事より新年度における都内の小・中学校の休業措置の要請が出たわけでございます。これに伴いまして、再び4月1日に臨時校長会を開催いたしまして、昨日の学校再開の対応から一変いたしました。新年度の学校教育活動の再開延期に関わる対応についての協議を行いました。

この協議は翌4月2日木曜日にも行われまして、結果といたしまして、国立市においては4月6日から5月6日を休校とすること。また、4月6日、7日の入学式、始業式は感染症予防対策をしっかりと施した上で実施すること。休業中週に1回程度の登校日を設けることなどの、国立市立小・中学校の臨時休業の再実施に当たっての留意事項について、校長会と取り組みを行ったところでございます。

4月6日月曜日にこれに基づきまして、小・中学校1学期の始業日を行いました。同日は小学校の入学式も併せて挙行いたしました。

4月7日火曜日に入りまして、この日は中学校が入学式を執り行いました。小学校では、休業体制に入る前の諸連絡のための登校日を設定いたしました。

4月7日、この日は政府の新型コロナウイルス感染症に関わる緊急事態宣言が発出されました。これに伴いまして、東京都小池知事より外出の抑制、それから、経済活動の自粛等の要請が行われるとともに、都立高校等の都立学校においては、4月7日の入学式を中止すること、並びに休業中予定していた週に1回程度の登校日も設定しないことが決定されました。

これを受けまして、4月8日の定例の校長会並びに4月9日の定例の副校長会におきまして、国立市としても、4月2日に発出した国立市立小・中学校の臨時休業の再実施に当たっての留意事項についての改定を行ったところでございます。

教育長報告は以上でございますが、お聞きのとおり、報告のほとんどが新型コロナウイルス感染症対策の対応に伴うものとなってしまいました。よろしければ、次の報告事項によりまして、現在の新型コロナウイルス対策に伴う状況、あるいは取組状況等の詳細な説明報告を併せて行わせていただき、その後、教育長報告と併せて、ご質問、ご意見、ご感想を頂きたいと存じますが、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)



○議題（２） 報告事項１） 新型コロナウイルス感染症対策に伴う学校教育活動、社会教育事業等の対策について

○【是松教育長】 それでは、次に報告事項１「新型コロナウイルス感染症対策に伴う学校教育活動、社会教育事業等の対策について」に移ります。教育長報告におきましては、この間の国との動向も絡めての対応の経緯を時系列にご報告申し上げましたが、この報告では、次の４点について個別に担当よりご報告申し上げます。まず、１点目としましては、小・中学校の入学式・始業式の実施状況についてご報告申し上げます。２点目に、緊急事態宣言に伴う小・中学校の臨時休業の対応並びに休業中の取組についてご報告申し上げます。３点目に、同宣言に伴う社会教育事業の対応並びに社会教育施設の状況についてのご報告をお話しさせていただきます。最後に、同宣言に伴う教育委員会の勤務体制等についてご報告をさせていただきます。以上、４点について順次報告をさせていただきますので、各担当におきましてご報告をお願いします。

まず、小・中学校の入学式、始業式の実施状況について、小島指導主事。

○【小島指導主事】 私より、小・中学校入学式及び始業式につきまして、ご報告させていただきます。まず入学式です。小学校が４月６日に全８校、中学校は４月７日に全３校で入学式を行いました。新型コロナウイルス感染拡大防止のため、保護者の来場を２名に制限し、式場前での手の消毒や、あとはマスクを忘れた方へのマスク配布、椅子と椅子との間隔を開けるなどの対応を取りました。また、式を簡略化するために国歌斉唱や教育委員会告示を省略いたしました。校歌斉唱につきましては、省略する学校も見られました。どの学校も２０分から３０分程度の時間で終了しております。国立第二中学校では、２００名近くの入学者がいたため、入学式を２回に分けて実施しております。また、国立第一中学校では、入学式終了後、山上校長から中学校での感染予防措置の説明があり、最後に共にこの危機を乗り越えていきましょうというメッセージに対して、保護者の方から賛同の拍手が湧き上がる場面も見られました。

続きまして、６日の始業式及び７日の登校日についてご説明させていただきます。４月６日に小学校２年生から６年生までの始業式を行いました。小学校では、校庭を使い始業式を行っております。校長先生の話や職員朝礼の時間を短くするなどの取組をし、どの学校もおよそ９時３０分頃には終了し下校となっております。

中学校では２、３年生の始業式が行われました。こちらも小学校同様校長講和の短縮や接触を避けるために体育館で始業式を行わず、各教室で放送を使い始業式を行っております。７日の登校日はどの学校も２時間程度の限られた時間ではありましたが、先生が児童・生徒に対して一生懸命に休業期間中の課題を説明している姿が見られました。

私の報告は以上でございます。

○【是松教育長】 次に緊急事態宣言に伴う小・中学校の臨時休業の対応並びに休業中の取組について。荒西指導担当課長。

○【荒西指導担当課長】 それでは、臨時休業についての各校の取組についてお伝えいたします。「国立市立小・中学校の臨時休業の再実施にあたっての留意事項について【４月８日改定】」という、今日机上配付させていただいている資料を基にお話をさせていただきます。

まず、今回臨時休業という形になったことを踏まえまして、各家庭には一斉メール配信、それからホームページを活用して様々な情報、それから子どもたちの指示等を行っております。こちらのほうで、まず、緊急事態宣言が起きる前とその後の変更したことがございますので、分けてご説明します。

資料の大きな4番、基本的な生活習慣にかかる指導ということで、こちらのほうにつきましては、まずは生活リズムを整えながら過ごすようにすること、それから、感染リスクへの対応を講じつつ、適度な運動を心がけるようにすること。それから、基本的には自宅で過ごすようにすること。このようなことを学校が指導をしています。

裏面に行きまして、家庭学習の取組です。こちらにつきましては、1学期の学習内容の予習的な内容についての指示、それから、これまでの学習内容の復習に関わる学習の指示、それから、学習に対する興味関心の向上にかかる指示、というようなことで分類分けして学校のほうがそれぞれの学校に応じた学習課題について学校に提供をしています。

その中で学習ツールとして、(2)(3)のところにありますが、東京ベーシックドリル、それから、本市が採用しています、eライブラリという学びのコンテンツ。それから、(3)の中での学びの支援サイト、こちらの3点については、確実にホームページ等でもリンクを貼るよという形で指示をしているところでは。

その後、臨時休業をするに当たって、緊急事態宣言が出されたということがありましたので、その後は当初予定していた登校日、これを実施しない、見送るというようなことを大きな3番で示させていただきました。これに伴いまして、当初学習課題などは、登校日とかに1週間に一度示していこうというふうにしていたのですが、それができなくなったということがありましたので、これまで以上にメール配信、それからホームページでの情報提供をしっかりと行っていくように各学校に改めて通知したところで。

さらに、今まで予定していたものが軒並みできなくなったということで、こちらの下線が引かれているところが、緊急事態宣言後の変更のあったところでは。

予定していたところとしましては、大きな6番、小学校の校庭開放についても状況によって実施する予定でしたが、これは当面の間実施しないこととする、大きな9番で保護者会を実施するというものになっていたのですが、こちらのほうも臨時休業中は保護者会、現状のところは実施しないという変更をしました。

さらに大きな11番、教員の勤務について、これまで臨時休業日中は、教員については通常勤務という形にしておりましてけれども、緊急事態宣言を受けて、必要な業務を進めるための人員を確保した上で自宅勤務をしていくということが実施されるようになりました。教員については、自宅勤務という形ではありませんけれども、緊急な対応ができるような人員、それから各家庭での学習課題への指示等については、しっかりとできるように体制を整えるということにしております。

実際、今、2週間たったところでございまして、このような状況で進めてまいりましたけれども、今後、どのように児童・生徒の状況を把握して、それに応じた支援・指導をしていくのかということについては、本日実施した校長会でもお話をさせていただいたところでございます。また、今後、ITの活用ということで、例えばオンライン授業のようなものがないかどうかとか、そういったことについては、今、様々な研究を進めているところでございまして、どのようなことが本市において実施できるかということをしつかりと研究していきたいと考えているところです。

報告は以上です。

○【是松教育長】 それでは、続きまして、同宣言に伴う社会教育事業の対応並びに社会教育施設の状況について、雨宮生涯学習・文化・スポーツ推進担当部長。

○【雨宮生涯学習・文化・スポーツ推進担当部長】 それでは、私のほうから社会教育事業等の対応につ

いてということで、口頭ですが、ご説明をさせていただければと思います。

国立市の場合は、施設系になるのですけれども、この間も極力施設を開けて、社会教育事業に関しては、市民の皆様の利便に供してきたところでございます。ですが、ここでの緊急事態宣言を受けまして、4月9日から公民館、図書館、体育館、芸術小ホール、郷土文化館、それから古民家につきましては、繰り返しのようになりますが、4月9日から閉館ということで、不要不急の外出を促さないために閉館をさせていただいているところでございます。今後の状況につきましては、また国の方向性を受ける中で判断してまいりたいと考えております。簡単ではございますが、以上でございます。

○【是松教育長】 最後になりますが、教育委員会の勤務体制等について、橋本教育次長。

○【橋本教育次長】 それでは、私のほうから教育委員会の勤務体制等についてご報告をさせていただきます。まず、国立市役所では、国の緊急事態宣言を受けまして、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止は、市民生活に及ぼす影響が最小となるよう、業務継続計画に基づきまして、優先的に取り組む業務や継続、縮小、休止する業務を選定しながら、勤務体制を構築しているところでございます。また、4月13日から在宅勤務制度を導入し、職場における、密閉、密集、密接を避け、また通勤時の感染リスクをできるだけ低減させることで感染拡大を食い止めるとともに、職場内のリスク管理の一環として公務に著しい支障が出ることを防ぐ目的として運用しているところでございます。

教育委員会内におきましては、業務継続計画にのっとりまして、在宅勤務制度を活用しながら、会計年度職員も含め、職員全体が可能な限り、2チーム制を組みながら交代勤務を行っているところでございます。なお、全庁的な応援職員の依頼に基づきまして、教育委員会から健康福祉部及び子ども家庭部に職員を合計3名派遣しているところでございます。

報告は以上でございます。よろしくお願いたします。

○【是松教育長】 4点にわたる報告が終わりました。教育長報告と併せまして、ご質問、ご意見、ご感想等を賜りたいと思います。よろしくお願いたします。

山口委員。

○【山口委員】 マスクもしているのですが声が聞きにくいかもしれませんけれども、失礼いたします。正直言って先が全然見えない状況で、感染者数も国立市はそんなに増えていない状況ですけれども、東京都全体ですと、3桁がずっと続いていたりとかするので、今後どう動いていくか本当に読めないの見通しが立たないので、1つやはり一番心配なのは、学校の子どものこととあります。見えない中で考え得る状況、このまま厳しい状況が続いていく。例えば、5月6日で緊急事態宣言が終了ということは、あんまりあり得ないのかなと思いつつも、もしそうなったら、それに対応していく部分ができると思うのですけれども、そうならないで継続でしばらくまだというようなことも含めて考えておかなければいけないかと思っております。

先ほど荒西指導担当課長から校長会等々での今、対応している部分、相談している部分のお話がありましたけれども、ダブるかもしれませんが、私からもちょっとそこら辺の説明をもう少し頂きたいなと思います。

1つは、やはり子どもたちが学校に来られる状況がどうにかつけれないのかなと一番思う部分があるわけですね。これは非常に厳しいのですけれども、工夫しながら出られる状況をつくるということはどうなのだろうかと、検討状況等をお聞かせ願えればと思います。

それから、もう1つは、来られなかったりとか、学習等々、あと教員とのやり取りの中で子どもが安定できる部分もすごく大きいと思うのですけれども、そこら辺のさっきのICTの環境を使いながらの今、

テレビ電話だったりとかいろいろあるようですので、そこら辺のうまい活用とか、子どもたちが安心していえるような環境というのは、もう一方で、学習を進めることと併せてそういうことができないのだろうかというようなことがあれば、もう少し詳しく教えていただければと思います。

以上、質問等々2つでございます。

○【**是松教育長**】 それでは、なかなか答えが出ていないご質問もあったようですが、今の段階で校長会等も含めまして、ある程度の取組の方向性が見えているものについてご報告願えればと思います。荒西指導担当課長。

○【**荒西指導担当課長**】 子どもたちが学校に来られる状況を何とかつukれないかというようなところは、学校のほうもそういった思いは持っている状況ではありますが、現状において、子どもたちを学校に集めるということは、難しいと事務局としては考えております。また、校長会とも確認をしているところです。

今後、状況が収まってくるような情勢になりましたら、三密を防ぐような形で相当な量の分散登校などをしながら検討できるかもしれませんけれども、現状については今のところ子どもたちを学校に呼ぶことは難しいと考えております。

子どもたちとの心のケアも含めたやり取りについてですけれども、今ある仕組みでできることとしては、やはり電話で状況を確認するということが1つ考えられるかと思えます。前回の臨時休業中にくまなく、全てのご家庭にご連絡をしたということがあったのですけれども、やはりそれについては、必要ないところもあったりとか、様々に難しい面がございましたので、今回、校長会と連携して取り組もうとしているのは、一斉メール配信システムにアンケート機能というものがございますので、そのアンケート機能を使って学習や生活、その他のことで困っていることがあるか、ないかというところを聞かせていただき、問題がないという家庭については、特に電話で何かするというところではないのですけれども、何か困っていることがあるということがそのアンケートで把握できれば、それについては学校から少し様子を聞くとか、そういう対応をしていこうというところは今進めているところです。現状できているところは、そのようなところでございます。

○【**是松教育長**】 山口委員。

○【**山口委員**】 私も遠くにいるものですから、国立になかなか来られなくて、校長先生と何人かの先生と電話でちょっとお話を伺ったりして、やはり市教委と校長先生、今日は校長会を午前中やっておられたのですけれども、そこのやり取りというのは、校長先生それぞれ持っている思いと、市教委のほうの実際に進めている部分と結構綿密に、柔軟に対応しているのかなというのを見ていて思う部分があります。そういう意味で校長先生が安心するというのは変ですけども、本当にしっかりと子どものことを考えている状況ができているのではないかというようなことを感じた部分が、校長先生と電話でお話した中では感じた部分がありました。もちろん大変なところもたくさんおありになるのですけれども、そんなことを感じたところを感想としてつけ加えておきます。以上です。

○【**是松教育長**】 ほかにいかがでしょうか。

操木委員。

○【**操木委員**】 本当に臨時校長会とか、いろいろなところで対応していただいております。いろいろなことに可能性を考えながらやってくださっていることに感謝申し上げます。今のお話の中に連絡の、要するに前は電話で全家庭に連絡していたということですが、今はメール配信で必要に応じてこちらでもって受け止める、そういう体制を取っていること、これはすごくいいなと思いました。やは

りそれぞれ家庭の状況もございますし、電話はそのときのタイミングもいろいろありますし、そういうことでは、やはり何か困ったときにこちらで受け止められるような、そういう体制を取りつつ、できるだけそういった全部同じように均一に連絡をするのではないその方法については、いいなと思いました。併せて私たち教育委員も学校のことをすごく知りたいのですね。状況について知りたい。知りたいときにやはり問い合わせというよりも、そういった何か連絡とか、見えるところがあるといいかなと思いますので、またいろいろな情報についても私たちのほうにもできるだけ知らせてほしいなと思います。以上です。

○【是松教育長】 ほかにいかがでしょうか。

猪熊委員、どうぞ。

○【猪熊委員】 各校のホームページに課題などがいろいろ載ってまして、ずっと見ていました。この週にやることとか、この期間にこれをやることというのが、どこの学校も学年ごとに丁寧に書いてありました。確か第一中学校だと思ったのですが、3年生に対して、通常だとかいうスパンで1年間勉強するけれども、今年度はこの期間は学校がないから、夏休みにやっておくべきことを今やってみたいな、1年間の受験生ということでのスパンからの考え方が掲載されていました。先生が考案されたものではなく、どこかから引用したという感じだったのですが、やはり3年生は結構不安も大きいと思うので、具体的に今何をするとということも大切かなと思いますが、先を見通した計画みたいなのがあって、さらに今後また変わったときにも考え方を変えて、また対応していけるものを載せていただけると、保護者も子どもも考え方としてうまく時間を使っていけるのではないかなと思いました。ホームページに何を掲載するかは、各学校、学年に応じてということになり、なかなか難しいことだと思いますが、先生方もいろいろ考えて載せてくださっているなということを思いました。

○【是松教育長】 ありがとうございます。

では、よろしいでしょうか。

では、報告事項の1はこの程度にとどめたいと思います。



○議題（3） 議案第25号 令和2年度教育費（6月）補正予算案の提出について

○【是松教育長】 次に議案に移ります。議案第25号「令和2年度教育費（6月）補正予算案の提出について」を議題といたします。

高橋教育総務課長。

○【高橋教育総務課長】 それでは、議案第25号「令和2年度教育費（6月）補正予算案の提出について」ご説明いたします。当議案は6月に開催されます市議会第2回定例会に補正予算案提出するために提案するものでございます。議案を1枚おめくりください。

今回は歳出のみの補正となっております。初めに項1育総務費、目3教育指導費、事務事業、学校指導等会計年度任用職員報酬等につきましては、国立第一小学校の特別支援学級数が1学級増えたことにより、指導員を1名増員いたします。これにより、節1報酬を228万6,000円。節3職員手当等を33万7,000円。節8旅費を5,000円増額いたします。

次に項5学校給食費、目1学校給食費、事務事業、給食センター管理運営費、節17備品購入費、細節3設備器具等、調理場用備品等です。補正前予算額293万6,000円に498万6,000円を増額補正し、792万2,000円とするものです。こちらは給食センターに設置されている冷水高圧洗浄機及び消毒保管庫につき、老朽化に伴い故障が発生しているものの、交換部品が製造停止となっており、修繕を行うことが難しくなっております。安全な給食を提供する観点から必要な機器であるから、ここで購入を行うため補正予算を

計上いたします。

以上、歳出につきましては、合計で761万4,000円を増額補正するものです。なお、新型コロナウイルス対策に係る補正予算につきましては、現在内容を精査しております。追加で予算を計上した場合は、5月の定例会にて、臨時代理事項としてご報告いたします。

令和2年度教育費（6月）補正予算案の内容は以上のとおりです。よろしくご審査のほど、お願いいたします。

○【是松教育長】 説明が終わりました。ご質問、ご意見等ございますでしょうか。

山口委員。

○【山口委員】 今の一小の特別支援学級の増員に関しての都からの何か手当とかが増えるとかっていうことはないのですか。ちょっと私が制度をよく理解していないのですけれども。

○【是松教育長】 高橋教育総務課長。

○【高橋教育総務課長】 この特別支援学級の指導員については、これは市の単独の予算でやっているものなので、特に都からの補助金等の配分はありません。

○【是松教育長】 正規教員の加配はございます。

よろしいでしょうか。

では、採決に入ります。皆様ご異議がないようですので、可決でよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

○【是松教育長】 それでは、議案第25号「令和2年度教育費（6月）補正予算案の提出について」は可決といたします。



○議題（4）議案第26号 臨時代理事項の報告及び承認について（令和2年度国立市中学校教科用図書採択について）

○【是松教育長】 次に議案第26号「臨時代理事項の報告及び承認について（令和2年度国立市中学校教科用図書採択について）」を議題といたします。

市川教育指導支援課長。

○【市川教育指導支援課長】 それでは、議案第26号「臨時代理事項の報告及び承認について（令和2年度国立市中学校教科用図書採択について）」をご説明いたします。

本件は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律及び義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律の規定に基づき、国立市公立中学校において使用する教科用図書の採択を公正で円滑かつ適正に行うため、必要な事項を定めた国立市立学校教科用図書採択要綱に従い、令和3年度に国立市立中学校において使用する教科用図書の採択を進めるものです。今回の採択では、10教科で使用する教科用図書を採択することになります。要綱では各教科と表記しております。採択に当たりましては、中学校長3名、教育指導支援課長及び指導主事によって構成されます。教科用図書審議会を設置し、その下に教科用図書調査研究委員会を設置いたします。教科用図書調査研究委員会には中学校長、中学校副校長及び小学校長1名が部会長となり、各中学校長から推薦された1名ずつの教員とで編成します。教科用図書調査研究委員会では、調査研究した結果を教科用図書審議会に報告いたします。教科用図書審議会では、教科用図書調査研究委員会からの報告を踏まえて、国立市立中学校で使用する教科用図書について審議をし、その結果を令和2年第7回教育委員会定例会に報告いたします。

以上を踏まえまして、今後採択事務を行っていくこととなります。どうぞよろしくお願いいたします。

○【是松教育長】 説明が終わりました。ご質問、ご意見等ございますでしょうか。

昨年度も小学校の教科書の全教科の採択があり、引き続きまして、今年度は中学校ということになりまして、8月31日までに各教育委員会、各地区において採択を行っていくというスケジュールになっております。よろしくお願いいたします。

それでは、採決に入ります。皆さん、ご異議がないようですので、承認でよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○【是松教育長】 それでは、議案第26号「臨時代理事項の報告及び承認について（令和2年度国立市中学校教科用図書採択について）」は承認といたします。



○議題（5） 議案第27号 臨時代理事項の報告及び承認について（令和2年度国立市特別支援学級教科用図書採択について）

○【是松教育長】 次に議案第27号「臨時代理事項の報告及び承認について（令和2年度国立市特別支援学級教科用図書採択について）」を議題といたします。

市川教育指導支援課長。

○【市川教育指導支援課長】 それでは、議案第27号「臨時代理事項の報告及び承認について（令和2年度国立市特別支援学級教科用図書採択について）」をご説明いたします。

本件は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律及び義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律の規定に基づき、国立市公立小・中学校の特別支援学級において、使用する教科用図書の採択を公正で円滑かつ適正に行うために必要な事項を定めた、国立市立学校教科用図書採択要綱に従い、令和3年度に国立市立小・中学校特別支援学級において使用する教科用図書の採択を進めるものです。

採択に当たりましては、特別支援学級設置校長及び特別支援学級設置校長が推薦した特別支援学級の担任教員によって構成されます、教科用図書審議会を設置し、その下に特別支援学級設置校ごとに校長、副校長、特別支援学級担任で構成する調査研究委員会を設置いたします。各校の調査研究委員会では児童・生徒の実態に応じて、検定教科書または一般図書から指導に使用する教科用図書を調査研究し、その結果を教科用図書審議会に報告します。検定教科書を使用する場合には、小・中学校で採択した教科書を使用することになります。また、いわゆる一般図書を使用する場合には、毎年、採択替えをすることができるとしてあります。教科用図書審議会では、各校から報告された内容を参考に教科用図書の調査結果について、その結果を令和2年第7回教育委員会定例会に報告いたします。

以上を踏まえまして、今後採択事務を行っていくこととなります。

どうぞよろしくお願いいたします。

○【是松教育長】 説明が終わりました。ご質問、ご意見等いかがでしょうか。

それでは、採決に入ります。皆さん、ご異議がないようですので、承認でよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○【是松教育長】 それでは、議案第27号「臨時代理事項の報告及び承認について（令和2年度国立市特別支援学級教科用図書採択について）」は承認といたします。



○議題（6） 報告事項（6） 要望書について（1件）

○【是松教育長】 続いて、報告事項の2から報告事項の5までは先ほどお諮りいたしましたとおり、机上に配付しております文書において報告するというようにさせていただきます。

次に報告事項6「要望書について（1件）」に移ります。

高橋教育総務課長。

○【高橋教育総務課長】 要望は1点です。子どもたちが主権者の社会化教育を求める会議より「最高裁旭川学テ判決を踏まえ、八王子市教委・斎藤郁央氏のなした天皇“奉迎”児童旗振りの動員のような政治案件が万一、国立市に來た時は撥ね返して頂きたい等の要望書」をいただいております。

以上です。

○【是松教育長】 報告が終わりました。この要望書につきまして、事務局より補足説明はありますか。市川教育指導支援課長。

○【市川教育指導支援課長】 失礼いたしました。要望の趣旨でございますが、1点から5点ございます。1点目については、「国を愛する態度」「自衛隊」「天皇」等を学校で教える際は、国家より個人の尊厳を大切にしたい考え方の児童・生徒・保護者等に十分配慮し、賛成だけではなく、反対・慎重の考え方も扱ってほしいということでございます。

2点目、「天皇への敬愛の念」を扱う際は、洗脳にならないような校長会・副校長会や社会科教員の集まる会で注意喚起してほしい等の旨でございます。

3点目、「国を愛する態度」「自衛隊」「天皇」等を学校で教える際は、児童・生徒の発達段階を考慮してほしいとのことでございます。

4点目、小学校、学習指導要領解説「社会編」の「第4学年の目標及び内容」に記載されている「防災」の箇所を削除してほしいこと。また、削除できないのならば「我が国の平和と安全を守ることを任務とする自衛隊」だけは削除してほしいこと。加えて、「現在の自衛隊は、民衆の平和と安全を守らないどころか、平和と安全を脅かす面がある」と加筆してほしいこと。でございます。

5点目、天皇の「御即位当日における祝意奉表について」等、文部科学省や東京都教育委員会からの通知については、はね返してほしいと。このような内容となっているところでございます。

以上です。

○【是松教育長】 説明が終わりました。ご意見、ご感想等ございますでしょうか。

「国を愛する態度」「自衛隊」「天皇」等に関する教科指導につきましては、この要望者の方から、切り口はその都度変わっておりますが、度々同様のご要望をいただいております。その都度お答えをしているところでございますが、もう一度申し上げますと、これらの指導に当たりましては、日本国憲法に定める、国民主権、平和主義、それから象徴天皇制の趣旨に基づいて適正に行っていくこととしております。また、学習指導要領に基づき、児童・生徒の発達段階に応じて適切な指導をしていくということとしております。そして最後に様々な意見や議論があることを知り、将来児童・生徒が自ら自分の考えを選択し得る素地を作っていくこと、こうしたことに配慮しながら指導をしていくということになっておりますので、ご了承願いたいと思います。

ほかによろしいでしょうか。

よろしければ、秘密会以外の審議案件は全て終了いたしました。ここで次回の教育委員会の日程を決めておきます。

橋本教育次長。

○【橋本教育次長】 次回の予定でございますが、5月26日火曜日午後2時から、教育委員室で予定しております。ただし、緊急事態宣言の期間が延長になった場合には、また本日のように会場の変更を検討したいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。以上でございます。

○【是松教育長】 それでは、次回の教育委員会は5月26日火曜日午後2時から、会場はひとまず教育委員室としておきます。皆様、お疲れさまでございました。

午後2時46分閉会